

## <報道発表資料>

令和5年10月30日

### 家計調査に係る調査員証等の紛失について

狭山市内において、統計調査員が調査活動中に調査員証及び世帯情報を記した帳票を紛失しました。

概要は以下のとおりです。

#### 1 概要

狭山市の調査地区を担当する統計調査員が、家計調査の調査員証及び3世帯分の世帯情報を記した帳票（世帯主名、住所及び世帯主の就業状況の有無等を記載）が入ったかばんを紛失した。

発覚した日 令和5年10月30日（月）

場 所 狭山市内

#### 2 経過

- 10月29日（日）夕方、調査員が調査活動終了後に調査員証及び世帯情報を記した帳票を入れたかばんがないことに気づいた。すぐに探したが見つからなかった。
- 10月30日（月）朝、調査員が警察に届け出た後、県職員と一緒に調査経路等を搜索したが発見できなかった。
- 10月30日（月）現在、この調査員証及び世帯情報が悪用された事例は確認されていない。

#### 3 県の対応及び今後の再発防止策

- 紛失した家計調査の調査員証「第28号」（調査員の顔写真を添付、埼玉県知事大野元裕（公印あり）の記載あり）は無効としました。
- 今回の件を受け、統計調査の調査員に対し、改めて調査関係書類の管理につい

て厳正を期すよう、注意喚起を行います。

## ◎県民の皆様へ「不審な調査活動にご注意ください」

調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」等に悪用される恐れがあります。

家計調査の調査員が調査対象世帯を訪問する際には、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、確認するようにしてください。不審な調査活動にお気づきの際は、県統計課まで御連絡ください。

※「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。